



“暗闇を呪うのではなく ロウソクをつけて歩こう”

～世界が人権の手をつなぐ～【世界人権宣言から63年】

今から63年前の1948年(昭和23年)12月10日、第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択され、これを記念して毎年12月10日が「世界人権デー」と定められました。我が国においては1949年(昭和24年)に、12月10日を最終日とする1週間(12月4日～10日)を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及を図るため、全国各地でシンポジウム、講演会等を開催する他、テレビ・ラジオを利用した啓発活動が行われてきました。

ところで、「人権」って何？と、あらためて考えてみると、それは私達人類が長い長い時間をかけて、どうしたら安全で、安心して幸福に生きることができるのかを追求してきた結果、ようやくたどりついた「人間のとし火」とでも呼ぶべき理念です。

本来、人はひとりで生きていくことがきわめて困難な生き物です。衣食住のどれひとつとして自分ひとりの力で得られるものではありません。そうした「弱さ」を克服するために、人は集まり、それぞれ自分ができるわずかなことを他の人達に提供しあい自分の得られなかったものを獲得し、人と人との間にさまざまなつながり(ネットワーク)を張り巡らせることで生き延びてきました。人権とは、すべての人の「集まり、役割、つながり」をすべての人に保障しなければ安全・安心・幸福はあり得ないとする中で、私達が人間らしく生きるための「永遠のテーマ」です。何故「永遠のテーマ」なのか？それは、人類が今までに深刻な人権侵害を繰り返し犯し続けてきたからです。その中でも最

大のものは「戦争」です。第二次世界大戦の終わり頃から、戦争こそが最大の人権侵害であり、無差別大量殺戮を展開した生々しい記憶に基づいて、この原因を取り除く努力を全世界規模で展開しなければならない、という認識が国際社会の中で深まってきました。1945年に創立された国連は、こうした信念を反映しており、3年後の「世界人権宣言」では、世界中のどこにおいても人権尊重こそが「すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準」であると宣言しました。

この「世界人権宣言」起草委員会の委員長としてリーダーシップをとったのが、エレノア・ルーズベルト(アメリカ合衆国第32代大統領フランクリン・ルーズベルトの夫人)です。今も国連ビルの庭の片隅に、彼女の熱い思いを刻み込んだ小さな石碑があります。そこには、こんな言葉が書かれています。“我々は暗闇を呪うのではなく、ロウソクをつけて歩こうではないか”

私達はお互いに他の人々のおかげで生きています。にもかかわらず時として、他の人々を踏みつけ、ないがしろにする過ちを犯してきました。東日本大震災の原発事故で被災した人々を深く苦しめたのは偏見による風評でした。同じ“今”を生きる私達にとっては、こうした現実を教訓に「人権尊重」をあらためて反復訓練することが差し迫った命題です。自分のいるところから「人権尊重のロウソク」をともして歩きましょう。



平成23年度 人権標語募集

12月4日(日)～12月10日(土)は人権週間です。

企人協では、人権週間の取り組みとして「人権標語」の募集をしています。詳細については各企業・事業所に募集要綱を送付していますので「窓口担当者」にご確認ください。最優秀賞1点(副賞:商品券10,000円)、優秀賞11点(副賞:商品券5,000円)を贈呈いたします。

皆様のご応募をお待ちしています。

経営者トップ研修 平成23年7月25日(月)



7月25日(月)、甲賀環境・総合事務所で経営者トップ研修が開催され、甲賀市、湖南市から141名が参加、会場は満席状態となる盛況でした。今回は「企業におけるメンタルヘルス」というテーマで、滋賀県立精神保健福祉センター所長で医師の辻本哲士さんに講演していただきました。

あいかわらず経済情勢は厳しいですが、経営者のみなさんが最も恐れることのひとつに社内での「うつ病」など心の病気の問題があります。アメリカでの統計によれば、社員1人あたりの年間平均損失額は、花粉症が50万円であるのに比べて、うつ病は190万円と大きく、メンタルヘルス対策は今や必要不可欠事項となっています。国は法律や指針によって社会基盤の整備をはかる一方で、事業主にも対策を講じるよう義務づけました。何よりも重大なことは、1人の人間の「勤労の権利」を奪い取るという基本的人権の侵害をひき起こしていることです。

辻本さんは、うつ病の発生のメカニズム、対応方法、予防などについて詳しく解説、指導いただきました。

企人協人権フォーラム 平成23年9月22日(木)

9月22日(木)、甲賀市甲南庁舎で「第4回企人協人権フォーラム」が開催され、各企業で人権啓発推進に携わる方々43名の参加をいただきました。

今回は「コンプライアンス教育と人権研修～個人情報保護をテーマに考える～」という演題で、人権学習ファシリテーター 加藤敏明さんをお招きし、コンプライアンスの基本概念、プライバシー権と個人情報保護の必要性についての講演、啓発ビデオ「もう一人の私」の視聴・問題提起・解説をいただき、また、参加者が個人情報のありかたについて自分自身の評価をくですワークシートによるケーススタディ、4人1組のグループ討議など、多彩で濃密な内容となりました。

情報化社会が急速に進展するなかで、個人情報が本人の知らないうちに流出し悪用され、社会生活が脅かされるという事件が頻発しています。基本的人権としてのプライバシー権(個人情報の収集・保有・利用・提供・管理のすべての面にわたって、自らの情報は自らコントロールする権利)の確立は社会の急務となっています。一方で、今日の企業活動には個人情報の収集や使用が欠かせないものであり、プライバシー権の保護に沿った形で、いかにこうした活動を展開するかが大きな課題となっています。個人情報保護法や厚生労働省としての個人情報保護のガイドライン、さらにはJIS(日本工業規格協会)による個人情報保護のコンプライアンスプログラムなど、個人情報保護のための法整備やルールづくりが進められるなか、参加企業のみなさんは最初から熱心に意見交換しあい、予定していた時間が足りなくなるなど、この問題に対する関心の高さが強く感じられたフォーラムでした。



関西ベストフーズ(株)にて

ということのみにとどまらず、社会の安定化をはかり安全で安心して暮らせる社会を維持するという点でますます重みを増してきています。相談から就労につながった実績もいくつも生まれましたが、さらに効率的な就労相談を行うためには、相談員の知識や経験などのスキルアップが必要となります。こうした要求にこたえるために、企人協では会員企業の協力のもと、相談員に働く現場を見学してもらい、職場の雰囲気を感じ、より充実した相談業務ができるよう援助してきました。今年は、10月13日(木)に関西ベストフーズ(株)で、11月17日(木)に(株)滋賀松風で、それぞれ勉強会を実施しました。

就労相談員工場勉強会

平成23年10月13日(木) 関西ベストフーズ(株)

平成23年11月17日(木) (株)滋賀松風

企人協ではここ数年、就労相談員工場勉強会の受け入れを行っています。甲賀市では、仕事をしたいという意志がありながら、さまざまな理由で就労が困難な方がたの就労相談を実施しており、現在6名の相談員が市内各所で活動しています。

厳しい経済状況が続くなかで、「働く」ことの意味は単に個人の生活をささ



(株)滋賀松風に